

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 6月29日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 興三
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 青山 孝次
【最寄りの連絡場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 青山 孝次
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第122期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）及び普通株主による種類株主総会において決議事項が決議され、また、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会のそれぞれにおいて書面による同意が得られたことにより、同日、それぞれの種類株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1 第122期定時株主総会

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

#### (2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

定款に定める本店所在地を大阪市から堺市に変更する。

なお、本定款変更の効力の発生は、平成28年6月30日までに開催する取締役会において決定する本店移転日をもって生ずるものとしているが、平成28年6月23日開催の取締役会において、本店移転日は平成28年7月1日と決定されている。

新たな種類の株式であるC種種類株式の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定の新設等を行う。

なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会のほか、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであるが、本定時株主総会及びいずれの種類株主総会においても承認可決されている。

A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びにC種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加する。

なお、本定款変更の効力の発生は、第2号議案で承認可決された第三者割当による募集株式の発行に係る普通株式及びC種種類株式すべてが発行されることを条件とする。

当社と新株引受権を引き受ける者との間で締結する総数引受契約について会社法第244条第3項の承認を行う機関として、取締役会に加えて、取締役社長を追加する。

種類株主総会の基準日に関する規定を整備する。

##### 第2号議案 第三者割当による募集株式（普通株式及びC種種類株式）発行の件

第三者割当により、普通株式3,281,950,697株及びC種種類株式11,363,636株を発行する。

なお、本普通株式及びC種種類株式の発行は、本定時株主総会のほか、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会すべてにおいて定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることにより、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生すること（ただし、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数の増加についての定款変更の効力を除く。）を条件とするものであるが、本定時株主総会及びいずれの種類株主総会においても承認可決され、上記定款一部変更の効力が発生している。

##### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役に高橋興三、長谷川祥典、野村勝明、沖津雅浩、中矢一也、石田佳久、戴正呉、劉揚偉、中川威雄及び高山俊明の10氏を選任する。

ただし、戴正呉、劉揚偉、中川威雄及び高山俊明の4氏の選任の効力は、第2号議案で承認可決された第三者割当による普通株式及びC種種類株式の発行に対する払込みがなされることを条件とする。

##### 第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人としてPWCあらた監査法人を選任する。

##### 第5号議案 取締役の報酬等の額の改定及び内容決定の件

取締役の報酬等の額及び内容を次のとおり改定する（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）。

##### <ストックオプションによる報酬枠>

本定時株主総会における第6号議案の承認後1年以内に当社取締役の報酬等として割り当てる新株予約権は2,000個以内（ただし、社外取締役には割り当てないものとする。）とする。ただし、新株予約権の額の合計は5億円以内とする。この新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定することとする。なお、新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の

株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

< 金銭による報酬枠 >

執行役員を兼務する取締役に対し、ストックオプションとは別に金銭報酬を支払うこととし、社外取締役を支払う金銭報酬を併せた金銭による報酬枠を年額 2 億円以内（うち、社外取締役分は年額 4,000万円以内）とする。

なお、執行役員を兼務する取締役に対してストックオプションとは別に支払う金銭報酬については、執行役員と同等の基準により定めることとする。

第 6 号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行し、募集事項の決定を取締役に委任する。

( 3 ) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成の割合	決議結果
第 1 号議案	796,441	18,443	0	96.07%	可決
第 2 号議案	788,092	26,579	0	95.09%	可決
第 3 号議案					
高 橋 興 三	739,969	74,687	0	89.28%	可決
長 谷 川 祥 典	779,446	35,212	0	94.05%	可決
野 村 勝 明	789,949	24,709	0	95.31%	可決
沖 津 雅 浩	790,260	24,398	0	95.35%	可決
中 矢 一 也	791,216	23,442	0	95.47%	可決
石 田 佳 久	790,981	23,677	0	95.44%	可決
戴 正 呉	789,891	24,767	0	95.31%	可決
劉 揚 偉	789,938	24,720	0	95.31%	可決
中 川 威 雄	789,921	24,737	0	95.31%	可決
高 山 俊 明	790,301	24,357	0	95.36%	可決
第 4 号議案	800,354	14,327	6	96.57%	可決
第 5 号議案	777,929	36,751	0	93.86%	可決
第 6 号議案	778,374	36,321	0	93.91%	可決

(注) 1 上記各決議事項が可決されるための要件

第 1 号議案、第 2 号議案及び第 6 号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成

第 3 号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成

第 4 号議案及び第 5 号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成

2 賛成の割合は、本株主総会に出席した株主の議決権の総数に対する、本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案について賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

( 4 ) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主について各議案の賛否が確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会の当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 普通株主による種類株主総会

( 1 ) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年 6 月23日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

新たな種類の株式であるC種種類株式の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定の新設等を行う。

なお、本定款変更の効力の発生は、第122期定時株主総会のほか、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであるが、第122期定時株主総会及びいずれの種類株主総会においても承認可決されている。

A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びにC種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加する。

なお、本定款変更の効力の発生は、第122期定時株主総会の第2号議案で承認可決された第三者割当による募集株式の発行に係る普通株式及びC種種類株式すべてが発行されることを条件とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
議案	790,422	21,920	6	96.61%	可決

(注) 1 上記決議事項が可決されるための要件

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成

2 賛成の割合は、本株主総会に出席した株主の議決権の総数に対する、本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主の議決権のうち議案について賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主について議案の賛否が確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会の当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 A種種類株主による種類株主総会

(1) 当該株主総会決議があったものとみなされた年月日

平成28年6月23日

(2) 当該決議があったものとみなされた事項の内容

議案 定款一部変更の件

新たな種類の株式であるC種種類株式の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定の新設等を行う。

なお、本定款変更の効力の発生は、第122期定時株主総会のほか、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであるが、第122期定時株主総会及びいずれの種類株主総会においても承認可決されている。

A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びにC種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加する。

なお、本定款変更の効力の発生は、第122期定時株主総会の第2号議案で承認可決された第三者割当による募集株式の発行に係る普通株式及びC種種類株式すべてが発行されることを条件とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
議案	200,000	0	0	100.00%	可決

(注) 上記決議事項が可決されるための要件

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成

4 B種種類株主による種類株主総会

(1) 当該株主総会決議があったものとみなされた年月日

平成28年6月23日

(2) 当該決議があったものとみなされた事項の内容

議案 定款一部変更の件

新たな種類の株式であるC種種類株式の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定の新設等を行う。

なお、本定款変更の効力の発生は、第122期定時株主総会のほか、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであるが、第122期定時株主総会及びいずれの種類株主総会においても承認可決されている。

A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びにC種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加する。

なお、本定款変更の効力の発生は、第122期定時株主総会の第2号議案で承認可決された第三者割当による募集株式の発行に係る普通株式及びC種種類株式すべてが発行されることを条件とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
議案	25,000	0	0	100.00%	可決

(注) 上記決議事項が可決されるための要件

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成

以上